

2021.4-2

小規模事業者持続化補助金 低感染リスク型ビジネス枠

株式会社インデックスジャパン

〒178-0063 東京都練馬区東大泉1-27-25 TEL : 03-6904-4266 FAX : 03-6904-4288 MAIL : info@index-japan.jp URL : <https://index-japan.jp/>

小規模事業者持続化補助金とは

小規模事業者持続化補助金 低感染リスク型ビジネス枠

100
万円



実質 25
万円
75万円が戻ってくる

ただし、一定の条件があります

インデックスジャパンでは申請書類の作成サポートを行っております

補助金の具体例

補助対象経費	補助金として戻ってくる額	補助率
100 万円の場合	75 万円（実質 25 万円）	75%
120 万円の場合	90 万円（実質 30 万円）	75%
132 万円の場合	99 万円（実質 33 万円）	75%
200 万円の場合	100 万円（実質 100 万円） 	50%

補助上限金額は100万円であるため補助対象経費が200万円の場合は、補助率が75%とはなりません。

補助対象経費が133万3300円の場合、その3/4の額は99万9975円となります。

補助金申請の条件

業種	常時使用する従業員数
卸売業・小売業	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

その他の主な条件

- ・補助対象になるのは株式会社や合同会社を含む会社や個人事業主であること。一般社団法人や任意団体などは含まれません。
- ・常時使用する従業員には、会社役員や休職中の社員や個人事業主本人、期間を定めて雇用されたパート労働者などは含まれません。
- ・創業予定者は対象外です。なお、申請時点で事業を行っていれば対象となります。

小規模事業者持続化補助金 一般型

- 申請締切 2021年6/4・10/1
- 郵送又はGビズIDプライムアカウントによる電子申請
- 補助上限額は50万円で補助率は2/3。(法人設立日が2020年1月1日以降の会社は上限100万円)
- 持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組や、あわせて行う業務効率化の取組を支援

小規模事業者持続化補助金 低感染リスク型ビジネス枠

- 申請締切 2021年5/12・7/7・9/8・11/10
- GビズIDプライムアカウントによる電子申請のみ
- 補助上限は100万円で補助率は3/4。感染防止対策費は補助金総額の1/4(最大25万円)を上限とする
- 感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス等に関する取組を支援
- 補助対象経費の全額が対人接触機会の減少に資する取り組みであること

小規模事業者持続化補助金 一般型

●対象となる例

- ・ホームページの制作
- ・販促用チラシの作成、送付
- ・販促用PR（ウェブサイトでの広告等）

●対象とならない例

- ・名刺、商品・サービスの宣伝広告を目的としない看板や会社案内パンフレットの作成、求人広告（単なる会社の営業活動に活用されるものとして対象外）
- ・汎用性があり目的外使用になり得るパソコン・タブレットPC

小規模事業者持続化補助金 低感染リスク型ビジネス枠

●対象となる例

- ・インターネットによる受注システムの構築、及び補助期間中のランニング費用

●対象とならない例

- ・オンライン会議用サービスの利用に係る費用
- ・補助事業と関係のない製品やサービスの広告や会社の広報、営業活動に活用されるだけのもの
- ・補助事業計画とは関係のない単なる自社紹介等に関するホームページの構築・改修費

補助金申請の流れ

現時点で未発表です
(2021年4月5日現在)

区分	要件
緊急事態宣言による影響	緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受けたことから、2021年1月から同年3月までの期間のいずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少していること
多店舗展開	複数の店舗・事業所を有しており、かつ、各店舗・事業所において、継続的に事業（営業）を行っていること
賃上げ	A 補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を1年で1.5%以上増加させる計画を有し、従業員に表明していること（被用者保険の適用拡大の対象となる小規模事業者が制度改革に先立ち任意適用を受けている場合は、1年で1%以上増加させる計画があること）
	B 補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を1年で3.0%以上増加させる計画を有し、従業員に表明していること（被用者保険の適用拡大の対象となる小規模事業者が制度改革に先立ち任意適用を受けている場合は、1年で2%以上増加させる計画があること）
	C 補助事業完了から1年後、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を『地域別最低賃金+30円』以上の水準にする計画を有し、従業員に表明していること
	D 補助事業完了から1年後、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を『地域別最低賃金+60円』以上の水準にする計画を有し、従業員に表明していること

※賃上げに関しては、補助事業完了後に以下A～Dのいずれかに該当する取組を行うこと（補助事業終了から1年後の状況について、交付規程第29条に定める「事業効果及び賃金引上げ等状況報告」を、補助事業実施後、補助金事務局が指定する期限までに行う必要があります）

ホームページ制作後の新規問い合わせ・販売等の実績

	2017/4～2018/3 実績値	2019/4～2020/3 目標値	2019/4～2020/3 実績値
T社（食品）	12	25 (108.3%)	40 (233.3%)
M社（通販）	260	584 (124.6%)	598 (130.0%)
N社（不動産）	90	150 (66.7%)	160 (77.8%)
M社（建設）	0	3 (---%)	12 (---%)
G社（不動産）	23	31 (34.8%)	35 (52.2%)

・弊社が支援事業者となったIT導入補助金の実績値より引用。目標値の年度が異なるのは、実績報告期間の違いによるものです。
 ・ホームページのリニューアル制作案件を含みます。

制作事例①

制作事例②

